

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
8	児童養護施設における医療的ケアの充実	1～2
2	放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し	3～29
6	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	30～37
1-③	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (保育所等の児童福祉施設における食事提供方法の緩和)	38～69
3	幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲	70～72
10	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	73～75
4-①	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更等を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和)	76～87
4-③	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (変更認定の時点に関する見直し)	88～90
7	幼稚園を管理できる者の見直し	91～93
4-②	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (支給認定に関する見直し)	94～96
11-①	学校給食費の徴収に関する見直し (児童手当における学校給食費の徴収権限の強化)	97～100
9	児童扶養手当に係る事務の見直し	101～105
26	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	106～108
39-②	博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	109～112

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童養護施設における看護師配置の基準の緩和

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国において、児童養護施設の小規模化等を推進しているなか、児童入所施設措置費等国庫負担金における看護師加算を受ける要件は、「医療的ケアを必要とする児童が15人以上」で据え置かれており、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。

具体的な支障事例

【現状】

児童養護施設では、児童被虐待など不適切な療養による被害の症状として、低身長、低体重、夜尿症をはじめ、攻撃性や衝動性をコントロールするための投薬管理や医療的な指示助言等多様な行動上の障害に対する医療ケアを必要とする児童が増えている。そのため、医療的支援体制の強化を目的に児童養護施設等への看護師配置が可能となっており、平成22年度から医療的ケアが必要な児童数が20名から15名に要件が緩和された。

また、国においては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を発出し、各施設において小規模化・地域分散化等を進めており、本県でも、「兵庫県家庭的養護推進計画(平成27～平成41年度)」を取りまとめ、施設の小規模化等に取り組んでいる。

【支障事例】

本県の施設では、平成27年度で130人の児童が医療的ケアを必要としているが、通院に際して、児童が急に体調が悪くなった際などに、児童指導員では緊急的な対応ができず困ってしまった例がある。県としては、医療的ケアが必要な児童は看護師が配置されている施設に入所するよう努めたいが、本県の児童養護施設(19施設、地域小規模6施設)のうち、看護師がいる施設は1施設のみであり、看護師の配置が大きな課題となっている。

児童養護施設等の小規模化を国が進めているなか、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っていないことから、当該基準が緩和されなければ看護師の配置が進まず、多くの施設でこうした支障が発生することを強く懸念しており、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めたい。

※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医療的ケアが必要な児童や被虐待児童へのきめ細かい対応が可能となり、児童の安心・安全な養育に資することができる。

根拠法令等

平成 24 年 4 月 5 日付 雇児発第 0405 号第 11 号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第 6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、大分県

○国は児童養護施設等の小規模化を進めており、本県でも児童養護施設 9 カ所のうち大舎施設は 1 カ所で、定員も 40 名以下の施設がほとんどであるなど小規模化が全国に先駆けて進んでいる。こうした中、医療的ケアを必要とする児童が 15 人以上という基準は施設の実情に合っておらず、施設側から規制緩和の要望が出ている。

○改正必要。運営する立場からすれば、人材確保の面で旅費・交通費の補助対象の特例を設けることは助かることであると思う。本県でも高齢化に伴う指導者不足・校区の広域化が進むなか、各市町村が運営に苦慮している実情がみられる。

○県内の施設では、平成 27 年度で 100 人の児童が医療的ケアを必要としている。通院等については児童指導員が対応しているが、個別的な対応が必要となるため各施設には大きな負担となっている。本県の児童養護施設（14 施設、地域小規模 6 施設）のうち、看護師がいる施設は 3 施設であるが、全施設に医療的ケアの必要な児童が入所しており、各施設に分散している状況である。児童養護施設の小規模化を国が進めているなか、医療的ケアを必要とする児童が 15 人以上という基準は施設の実情に合っていない。当該基準が緩和されなければ、看護師配置が進まず、今後も児童養護施設職員へ負担を強いることとなる。よって、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めたい。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の内容については、『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』における児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進に関する議論等を踏まえ、検討していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

新たな社会的養育の在り方に関する検討会から提出された「新しい社会的養育ビジョン」では、施設の小規模化や地域分散化や子どものケアニーズの多様化による専門職の即時の対応の必要性が示されている。

こうした方向性は、児童養護施設の小規模化や医療的ケアが必要な児童に対応するため 15 人以上という看護師配置基準の緩和を求める本県の提案と一致すると理解している。

今後、本提案の実現に向けた検討を行い、平成 29 年度中に結論を出していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することだが、医療的ケアの必要性・緊急性は兵庫県の例からも明らかであり、平成 30 年中から具体的な措置を講じられるよう、早期に検討されたい。

各府省からの第 2 次回答

平成 28 年改正児童福祉法や有識者により取りまとめられた『新しい社会的養育ビジョン』を踏まえ、ご提案内容について検討してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の要件の緩和

提案団体

豊川市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業等者の要件の範囲を中学校卒業まで拡大する。
- ・中学校卒業について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。

具体的な支障事例

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業等者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業等者であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務も行っている。

家庭の事情等で、高校を中退しており、素行が悪いわけではない。

高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。

○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業にも支援員研修の受講資格を認められないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、庄原市、徳島県、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○本市には、約10年間放課後児童クラブに勤務している者で、外国の中学と高校を卒業している者がいる。各国の高校卒業者にも支援員研修の受講資格を認めるなり、実務経験等で受講資格を認めることができないか。

○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならないとある。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本町にも、約3年間放課後児童クラブで勤務している者で、中卒の者(女性、50代)がおり、その者は行動力を持ち合わせて施設内に於ける主任的役割を果たしている。その者は健康上の事情から、高校をやむなく中退したものである。高等学校の卒業資格を得るにも、年齢的なものや放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日であることから難しい状況にある。その者は、毎年実施される支援員資格取得研修を受講したい旨の意思表示をしているところであるが、中卒者であることから受講要件を満たさず受講できない状況にある。保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められるよう要綱の緩和をお願いしたい。

○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成32年3月31日までに支援の単位ごとに最低1人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。

○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○放課後支援員の要件を中学校卒業者まで拡大することにより、人員不足の解消の手立ての1つとなり得るが、具体的な事例等はなし

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○放課後児童支援員の人材及び質の確保は不可欠であるため、放課後児童健全育成事業の運営基準の中で実務経験を求めて質の確保ができるのであれば、参画したい。

○本市の放課後児童クラブにおいて中学校卒業者任用の実績がある。

○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業者の方が2名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。

○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。

提案市が述べているように、勤務に対するモチベーションの維持・向上や保育士試験の受講資格との整合を図る観点から、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。

○本市においても、民設民営にて放課後児童クラブが数多く運営されており、最終学歴は中学校卒業程度であるが、放課後児童健全育成事業における従事経験が豊富な指導員が複数見受けられる。しかし、現在は、放課後児童支援員の配置が省令により定められていることから、従事経験が豊富な指導員であっても、補助員としてしか働けない現状があり、各クラブでは、別途、有資格者の確保の必要性に迫られている状況である。このことから、本件について緩和措置を行うことができれば、有資格者の確保について、有効な手段となるものと考えられる。

○積極的な支障事例ではないが、本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乘せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

各府省からの第1次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件については、本市のみならず、追加共同提案団体の多くが、今後採用する職員に関する仮定の支障事例ではなく、今、現実的に高等学校を卒業していない職員が従事しており、その者の処遇に係る支障があり、頭を抱えている。

放課後児童健全育成事業に従事している職員のうち、高等学校を卒業していない者は、全国的にも割合は多くないかもしれないが、該当職員がいるクラブでは、この制度によってクラブの運営に大変な支障があり、何よりも該当職員及び周辺職員が、実績ではなく学歴によって区別されることに、大変辛い思いをしている。

関係者は、今回の地方分権改革に関する提案により、制度が変わることを大変期待しており、待ち望んでいる。制度を変えることにより、該当職員にこれまでどおりクラブの中核として活躍していただき、ひいては放課後児童健全育成事業を安定的に実施するため、一刻も早い対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【逗子市】

子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないと考える。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考える。

【磐田市】

提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。

【出雲市】

本市の放課後児童クラブの保護者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。

本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。

放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されてい

るところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○実態把握の上、早期に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。

本市では企業が多く、昔から共働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができず、実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。

長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではないかと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができ、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、逗子市、静岡県、磐田市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成32年3月31日までに支援の単位ごとに最低1人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。

○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○本市放課後児童支援員には中卒の支援員はいないので支障は生じていないが、支援員の確保策としては有効であると考えられる。

○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業者2名から放課後児童支援員認定資格研修の受講申込があった。

○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。提案市が述べているように、経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要なため、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。

○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後児童支援員認定資格研修の受講には高等学校卒業者等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業者となっている者で、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員になることができず、実務経験が豊富な人材を活用することができない。

各府省からの第1次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童支援員は、子ども・子育て支援法施行後における放課後児童健全育成事業の質の向上のために、一定の水準を満たした者が従事できる職として設定されたものと考えているが、法施行以前からの指導員に対しても放課後児童支援員になることができる配慮された制度であるべきと考えている。長年、放課後児童クラブに勤務し、ベテランの職員となった者が、学歴により放課後児童支援員になれないのは、これまでの功労に報いることができないので、従前の制度との摺合せとして、一定の勤務年数と勤務時間の実績により、放課後児童支援員になるための放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を早期に付与すべきであるとする。また、このような措置を取ることは、国の進める放課後児童支援員の確保にも資するものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【逗子市】

子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないとする。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきとする。

【静岡県】

現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員(その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。)を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。

【磐田市】

提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。

【出雲市】

○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○実態把握の上、早期に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること

提案団体

出雲市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し

具体的な支障事例

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2,000時間程度児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの経過措置期間終了後に安定的な現場運営体制を保つことができるのか非常に不安視をしている。

○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持った子どもにとっての居場所であり、放課後児童支援員には、子ども達の受け入れにあたり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊橋市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。

補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業者の方が2名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。

○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

○本市においても、従前から指導員として勤務していた者の中に中学卒業までの者が3人存在しており、平成27年度以降の資格要件により、放課後児童支援員としての勤務ができず、補助員としての従事又は放課後児童クラブでの勤務を辞す結果となった。

○放課後児童健全育成事業の拡充に伴い、年々、放課後児童支援員の確保は厳しくなりつつある。現在のところ本市では同様の事例はないが、様々な事情から高校進学をあきらめざるを得なかった方たちに支援員として活躍できる道を開くことは、就労の機会提供と人材確保の観点から非常に有益であると考えられる。

各府省からの第1次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところである。

あり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員(その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。)を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○実態把握の上、早期に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の配置数の緩和

提案団体

岐阜県、本巣市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。

具体的な支障事例

○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される、中山間地域がある。

○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成28年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。

○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。

○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

庄原市、沖縄県

○現行制度では児童1人が利用した場合にも支援員を2人配置しなければならない。本市では地域柄土曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく1日の利用者数が10人を下回る施設がいくつかある。支援員の確保が

難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いる状況にある。
 ○本市にも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。
 ○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。
 特に離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準等から実施が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。

各府省からの第1次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間が17時までであり、放課後児童クラブの開設時間(18時)と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇には人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることが難しいことから、本市が左記を適用することはできません。なお、緊急時には近隣に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との調整で十分対応可能であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。

・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。

・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。

各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考えます。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応に

ついて検討を行うことは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童クラブの職員配置要件の緩和

提案団体

岐阜県、中津川市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。

具体的な支障事例

本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。

放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。

現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。

なお、本市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。

地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、回答にある「同一敷地内で兼務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという切実な現場の声を受けたものであり、質の確保を前提としたうえで、近接する人的資源の活用や時間帯による利用児童数の増減への柔軟な対応などにより、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。

放課後児童クラブの人材不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブのニーズが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、兼務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られている。

また、質の担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務する」ことでしか認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。

放課後児童クラブと近接した小学校や市の出先機関との連携や巡回支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。

支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定要件の下で基準緩和の選択肢を増やす、或いは地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。

- ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。

- ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。

各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て

支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

提案団体

出雲市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

具体的な支障事例

放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。

放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。

児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。

児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。

「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考えられる。

児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機児童の解消に資する。

根拠法令等

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三

号)
・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市

○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考える。

○「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成27年度より、受託者に5年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、県が年に2回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準どおり配置し、運営できるのが課題である。

○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。

各府省からの第1次回答

放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○児童厚生員の認定資格については、放課後支援員認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものである。また、認定資格研修の科目と同等以上の内容を資質向上研修等で受講している場合には、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているため、放課後児童支援員研修と児童厚生員研修が同一内容でなくても受講免除することは可能であると考えられる。

これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的受講するなどにより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下にはつながらないと考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしていきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○認定資格研修と児童厚生員研修の内容は類似しており、子どもの発達を理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が含まれているため、認定資格研修創設当時の経緯や児童厚生員研修の内容等を踏まえて、検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

放課後児童支援員の質を確保し、処遇改善を進める上で、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、慎重であるべきと考える。その上で、ご提案の内容も踏まえ、研修受講に伴う負担を考慮した多様な研修方法のあり方について検討を行うことは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

具体的な支障事例

本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。

また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。

現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。

厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。

現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。

よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。

放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。

根拠法令等

- 児童福祉法
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)
- 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室との一体型の場合には、両事業の職員の支援が得られることから、職員配置の緩和を求めるものである。

現行で、放課後児童クラブは、利用児童がおおむね40名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の目安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、安全確保が可能であると考ええる。

一体型で運用する場合であって、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないというのは不合理ではないか。

放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を打開することができると思う。

また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○放課後児童クラブは、利用者がおおむね 40 人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないか。

各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。
その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。

具体的な支障事例

1. 背景

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。

しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。

放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。

このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。

2. 人員資格基準

人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。

また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。

3. 人員配置基準

人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以

下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これらを比較すると、利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。

4. 潜在的待機児童の問題

昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数には待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。

女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を3年遅らせて2020年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学後、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。

少子化は進む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。

5. まとめ

全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。

また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。

保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」「ニッポン一億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を打っている以上、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのでは、遅きに失する。

放課後児童に関する施策については地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し（「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し）を行うべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に資するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。

また、地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）、放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、防府市、徳島県、北九州市、熊本県、宮崎市

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業等々の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○平成32年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の新規採用職員や保育園等からの異動職員は、放課後児童支援員として育成室(放課後児童クラブ)に配属することができなくなる。本区では、これまでも独自の研修等により高い保育の質を維持しており、一律での義務付けは避けるべきである。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後子ども総合プランのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携は十分強化されているが、過疎地域であり潜在する労働力がそもそもないため、基準を満たせず、放課後児童健全育成事業を実施することができなくなったケースがある。

○利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営となっている。

○少子化に伴う学校の統廃合や6年生までの受入拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ室は確保できても、支援員等の確保が困難となっており、大規模クラブとして運営せざるを得ない状況がある。

○長年放課後児童クラブの指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成32年度以降、放課後児童支援員が急に退職した場合、仮に実務経験2年以上又は保育士等の有資格者が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できても、放課後児童支援員常時1名の体制が保てないため、放課後児童健全育成事業が実施できないことが懸念されている。

○本市においても、支援員の確保には苦慮しているところであるが、支援員の資格については平成31年度末までに1クラブ2名以上の受講を計画的に勧めているところであり、現在支障事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ支援員が急に辞めることになれば、要件を満たすことができなくなる可能性も出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要ではあるが、地域の実情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。

○本県の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により従事し、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現従事者が受講要件(従事時間、高校卒業等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの存続が危ぶまれるところもある。

各府省からの第1次回答

平成27年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。

なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聴いた上で、策定しているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである」とされている。

○また、施設・公物設置管理等の基準を自治体の条例に委任する場合、「条例制定の余地が実質的に確保さ

れる方法で行われるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」としている。

○このため、「従うべき基準」は真に必要な場合に限るべきであり、放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることを踏まえるべきである。

○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」というのみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。

○元々、放課後児童クラブについては、国が基準を定める以前から地方自治体がそれぞれ独自にサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を設定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる弊害が多く発生しているほか、今後のニーズの増大に対してこのままでは対応できないのではないかと懸念も大きい。

○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や質の確保が必要である点及び現在の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、当時、地方自治体の意見を聴取して策定されている点について、地方三団体として否定するものではないが、そのことが当該基準が多様な地方の実情に合致したものであることや、児童の安全やクラブの質の確保の上で最適な基準であることの根拠とはならない。この「従うべき基準」が制定されてから3年半が経過し、実情を踏まえた制度の見直しを検討すべきである。

○問題は、質の確保の方法等として全国一律の「従うべき基準」が設定されていることにある。

○国の基準は、標準的な放課後児童クラブを中心として定められているため、放課後児童クラブの規模や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律に適用していることで、様々な不合理を生じることとなっている。

○今回、提案のあった個別・具体の支障事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて制度を運用した中から浮かび上がってきた問題点である。

○基準の廃止又は参酌化により、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに即した合理的な方法により住民サービスが提供されることとなる。

○また、「従うべき基準」が廃止又は参酌化された場合でも、住民を代表する議会により運営の基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって最適なサービスが確保される。

○量の拡充と質の確保を目指す方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置・運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について提案するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。

○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真摯に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自治体の判断で必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。

○放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準 1.65㎡については、クラブ全体の25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参酌すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があつて然るべきである。

○小学校の複式学級では、複数の異年齢児に対し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。

各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

また、人員資格基準についても、放課後児童支援員の質を確保し、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、同様に、一律に廃止又は参酌基準化による緩和については、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。

具体的な支障事例

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。

地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。

教育・保育施設では、保育者確保に苦労しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。

現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりにくい。

①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。

②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。

などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。

地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号)

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市

○代替保育の提供が必要となる事案は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠勤によるものが想定される。

「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケース または ②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。

①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考えられる。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。

②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせなくなることが考えられる。突発的な事案による場合は、給食の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があると考えられる。人材確保が困難な状況の中、突発的な事案に対して全ての連携施設が即応できるゆとりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当と考える。

○県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。

○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。

○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。

○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。

○本市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度すでに3園開所しており、現在も開園についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、本市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めることは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。

○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れでも可」との指針を示し、連携施設となってもらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協定の締結に至った場合であっても、実質的に機能していない。

○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。

○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。

各府省からの第1次回答

○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の

質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

○このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。

○「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目化に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点も検討いただきたい。

・教育・保育施設以外での事業(小規模保育事業、一時預かり事業等)による代替保育の提供を認める。

・同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であること及び連携施設に関する減算もしないことを明確にし、明文化する。

○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考えからである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との数的・位置的なバランスから、おのずと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携するなど、複雑で負担が大きくなる仕組みとなっている。

保育連携や代替保育は、地域型保育施設と連携施設との距離、位置関係および周辺環境が重要であり、受け皿にあっては受入れ定員枠の確保が最大の課題である。

○これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、当面の間進めていかなければならない状況である。このような自治体においては、利用調整もしており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要となる。これらのことから、経過措置期間内に全ての連携項目における設定を成し遂げることは、極めて困難である。

○制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならないとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。

①連携施設の対象範囲の拡大

②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑みた経過措置期間の弾力的な運用

③連携を受入れる保育所、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じるように努める」など役割を明文化する

等の方策をもって制度を見直していただきたい。

【逗子市】

○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育は、国家資格を所持していても慣れない者が、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについても、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たせる保障は無い。また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、1対1の連携協定で卒園児全員を受けるとは、事実上不可能に近いものと理解している。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を複数雇用し、急な職員の休暇に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」につい

ては任意項目とすべきと考える。

○現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持ちえないと考える。

○特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

＜連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて＞

○連携施設が行う連携3項目（保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿）については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないかと。

○「代替保育の提供」にかかる連携施設として、地域型保育事業所（家庭的保育事業所を除く）を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないかと。

○「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を鑑みると、「職員の病気・休暇等の理由で月間数日程度は自宅で保育してもらうことを契約時に明記する」等の方法も許容されるべきではないかと。

○上記の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。

＜今後の検討スケジュールについて＞

○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現場の現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

○ 第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、当該要件に限っても任意項目化することは困難である。

○ なお、一般に子どもが代替保育を受ける際は、通常と異なる環境に置かれるために緊張し、保育士も普段見ている子どもを見ることになる。このため、代替保育の提供先は、合同保育の実施等の「保育内容の支援」を通じて、連携する地域型保育事業の子どもの様子を把握できるとともに、子どもにとっても慣れた環境で保育ができることのほか、規模が大きく、緊急時の対応も可能と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。

具体的な支障事例

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。

地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。

教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。

現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりにくい。

①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。

②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。

などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。

地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号)

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市

○代替保育の提供が必要となる事案は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠勤によるものが想定される。

「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケース または ②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。

①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考えられる。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。

②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせなくなることが考えられる。突発的な事案による場合は、給食の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があると考えられる。人材確保が困難な状況の中、突発的な事案に対して全ての連携施設が即応できるゆとりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当と考える。

○県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。

○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。

○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。

○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。

○本市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度すでに3園開所しており、現在も開園についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、本市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めることは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。

○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れでも可」との指針を示し、連携施設となってもらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協定の締結に至った場合であっても、実質的に機能していない。

○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。

○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。

各府省からの第1次回答

○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の

質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

○このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。

○「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目化に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点も検討いただきたい。

・教育・保育施設以外での事業(小規模保育事業、一時預かり事業等)による代替保育の提供を認める。

・同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であること及び連携施設に関する減算もしないことを明確にし、明文化する。

○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考えからである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との数的・位置的なバランスから、おのずと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携するなど、複雑で負担が大きくなる仕組みとなっている。

保育連携や代替保育は、地域型保育施設と連携施設との距離、位置関係および周辺環境が重要であり、受け皿にあっては受入れ定員枠の確保が最大の課題である。

○これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、当面の間進めていかなければならない状況である。このような自治体においては、利用調整もしており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要となる。これらのことから、経過措置期間内に全ての連携項目における設定を成し遂げることは、極めて困難である。

○制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならないとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。

①連携施設の対象範囲の拡大

②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑みた経過措置期間の弾力的な運用

③連携を受入れる保育所、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じるように努める」など役割を明文化する

等の方策をもって制度を見直していただきたい。

【逗子市】

○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育は、国家資格を所持していても慣れない者が、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについても、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たせる保障は無い。また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、1対1の連携協定で卒園児全員を受けるとは、事実上不可能に近いものと理解している。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を複数雇用し、急な職員の休暇に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」につい

ては任意項目とすべきと考える。

現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持ちえないと考える。

特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

＜連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて＞

○連携施設が行う連携3項目（保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿）については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないかと。

○「代替保育の提供」にかかる連携施設として、地域型保育事業所（家庭的保育事業所を除く）を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないかと。

○「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を鑑みると、「職員の病気・休暇等の理由で月間数日程度は自宅で保育してもらうことを契約時に明記する」等の方法も許容されるべきではないかと。

○上記の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。

＜今後の検討スケジュールについて＞

○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現場の現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

○ 第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、当該要件に限っても任意項目化することは困難である。

○ なお、一般に子どもが代替保育を受ける際は、通常と異なる環境に置かれるために緊張し、保育士も普段見ている子どもを見ることになる。このため、代替保育の提供先は、合同保育の実施等の「保育内容の支援」を通じて、連携する地域型保育事業の子どもの様子を把握できるとともに、子どもにとっても慣れた環境で保育ができることのほか、規模が大きく、緊急時の対応も可能と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。

外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。

具体的な支障事例

児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているなか、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としているとおおり、さらなる充実が求められている。

しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。

整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。

実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所における外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしても食の安全性等の観点から特段の影響は想定されない。なお、これを認めるに当たっては、食の安全性や食育の観点に配慮することや、障害特性に応じた食形態に配慮すること、他の教育機関等への搬入実績のある業者であること等を搬入業者の要件とすることで、従うべき基準を見直しても担保することが可能と考えられる。

食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎市

○本自治体内における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入しているセンターは複数あるが、調理施設は基準上必要とされているため、センター内には設置している状況である。給食の外部搬入は、支援に支障をきたしていないことから可能であり、児童発達支援センターの設置促進方策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を有することを前提として運用されている設備基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。

○第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターを各市町若しくは圏域で1箇所設置することとされているが、自園調理のハードルが高く、新たに設置することが難しい状況である。保育所等と同様な要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。

○児童福祉法改正に伴う障がい児福祉計画に係る基本指針において、国では、地域の中核的な位置づけとして児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする、とされているが、道内（政令市を除く）14箇所、178市町村中7市2町の設置となっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定も受け、地域支援を行っている児童発達支援事業所もあるが、センターの施設基準に必要な調理室の確保が問題となり、児童発達支援センターの指定を受けられていない。

各府省からの第1次回答

障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。

なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り違え」という命にかかわるような重大な事案も生じている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○食の安全性の確保策については、十分に検討する必要があると考えるが、一方で、市町村における児童発達支援センターの設置は急務であることから、実証事業の検証に速やかに取り組まれることを要望する。

○なお、アレルギー除去食の取り違えといった問題は、給食調理が施設内であるか外部搬入であるかを問わずに生じ得るものであることから、本件提案に係る外部搬入の可否に限らず、施設内における調理委託も含めた食の安全性の確保として別途検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

○児童発達支援センターの設置促進のため、前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<外部搬入の導入(要件緩和)にあたっての考え方>

○給食の外部搬入を行う際に問題となるのは、外部搬入によって、アレルギー・体調不良時等一人ひとりの特性に合ったきめ細かな食事の提供や食育について、適切に対応できるかどうかである。そういった問題へ適切に対処できる要件を定め、要件を満たす事業者であれば、外部搬入を認めてもよいのではないか。

<構造改革特区評価・調査委員会で公表された調査の結果について>

○児童発達支援センターにおける外部搬入について、「アレルギー除去食の取り違い」が、調理中や配膳中等、食事提供のどの段階で発生したのかは明らかにされていないが、自園調理であろうと、外部搬入であろうと、食事提供に関する事故についての安全対策は必要であり、事故発生の段階の分析や事故対策の検討がないままに、外部搬入そのものに問題があると判断しているのであれば、それは拙速すぎるのではないか。

<構造改革特区の今後の議論スケジュールと全国展開の是非>

○保育所については平成16年度から、児童発達支援センターについては平成24年1月から(認定こども園については平成27年から)、構造改革特区の特例措置が認められている等、特例措置が認められてから既に5年以上経過し、実証期間は十分経過しているといえるものもあり、外部搬入の全国展開について検討の余地があるのではないか。

○仮に、全国展開が困難であり、引き続き構造改革特区において特例措置を講ずるという評価結果となる場合でも、外部搬入を実施する場合の調理方法や搬入方法、食育の方法や保護者の支援方法についてきめ細かく条件を設定し、当該条件を満たす事業者に外部搬入を任せるような仕組みを構築する必要があるのではないか。また、次の評価を行う際には、外部搬入による効果や弊害等が適切に把握できるような実態調査を行う必要があるのではないか。

<今後の検討スケジュールについて>

○児童発達支援センターにおける外部搬入については、第1次ヒアリングにおいて前向きな御回答をいただいたが、今後の具体的な検討スケジュールについてお示しいただきたい。

<総論>

○上記で指摘した事項については、構造改革特区の評価・調査委員会においても議論を進められているが、当該委員会の検討任せにするのではなく、地方分権改革有識者会議に対しても、上記指摘への明確な回答を示し、早急に検討、結論いただきたい。

各府省からの第2次回答

障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。

なお、御指摘のとおり、アレルギー除去食の取り違い等は、必ずしも外部搬入の場合にのみ生じ得るものではないが、障害児それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応が可能となる自園調理はそのリスクを軽減するものであると考えている。単にアレルギー除去食の取り違いをもって外部搬入に問題があるとは考えていないが、安全性の確保のためには慎重な検討が必要と考えている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

具体的な支障事例

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。

- ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。
- ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、神奈川県、高知県

○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほ

か、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。

各府省からの第1次回答

○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。

○家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。

○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。

○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。

○本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○8/5実施のヒアリングでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な点で「食育」を実践してきている。

離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。

アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理員に、栄養士や調理師免許などの要件はなく、かつ、調理について検査する体制は規定されていない。調理員を雇用した保育職員にとっては栄養等の専門的なチェックが難しい状況でもあることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、日常的に特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制があり、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所が、年2回栄養報告を提出させ、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)

厚生労働省が特例として認める外部搬入先についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届出が行われており、提案した民間事業者についても「きめ細かな対応や援助が可能な施設」に十分に該当すると考える。

○多くの家庭的保育者が自宅で開業している現状において、ちょうど散歩で家を空ける時間に、家族以外の調理員を一人家に残して昼食の準備をしなければならない点、家庭的保育事業実施場所での調理設備で、認可保育園と同等の衛生管理や栄養管理を行うとすると、家庭的保育者の負担が著しく増大する点などから、自園調理を全ての家庭的保育者が行えるわけではない。

そこで、連携施設からの搬入について考えると、特に多数の家庭的保育者がいる自治体においては、提供する対象児童が少人数(3名から5名)かつ多数か所(最大55か所)であるため、調理や運搬のコストが大きく、連携施設側の職員の体制作りが困難であり、かつ各家庭的保育者と連携施設の設定も困難な調整が伴う。このような現状において連携施設を設定することは、最大限の努力をしてもなお、きめ細やかな配慮をどこまで確保できるか疑問である。

安全性の確保・配慮とのことであるが、調理済み食品の搬送のノウハウのない連携施設と地域型保育事業者が、食事の搬入を行うことを考えると、最大限の努力をしてもなお、安全性の確保ができるかは疑問である。この点において、一定の基準を満たした、実績のある専門の民間事業者と契約を締結したうえでの食事搬入を選択肢に入れることは、栄養面や衛生面から、主旨に反しないと考える。

搬入施設について緩和が認められないのであれば、具体的な支障事例に挙げた人材の確保に、必要かつ十分な経費を公定価格に盛り込むことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

○本市における事例として、とある民間給食施設はH12 から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内 14 幼稚園等に年間約 19 万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800 人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。

○本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。

○食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わることができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。

○このため、どういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえ、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できる制度の構築を希望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。

○ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。

○連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

○食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所等での食事提供においては

- ・一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたたり、障害のある子どもにはのみこみやすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う

- ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気がかかったり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整える

ことが必要である。

○このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものでも鑑みて、職員が子どもに直接的に関わることができ、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して公定価格を設定している。外部搬入については、

- ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみ認めるとともに、
- ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。

○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、

- ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること
- ・調理員の確保に向けた調整が必要であること

・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること
・アレルギー児対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること
等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

具体的な支障事例

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。

- ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。
- ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、神奈川県、高知県

○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほ

か、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。

各府省からの第1次回答

○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。

○家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。

○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。

○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。

○本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○8/5実施のヒアリングでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な点で「食育」を実践してきている。

離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。

アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理員に、栄養士や調理師免許などの要件はなく、かつ、調理について検査する体制は規定されていない。調理員を雇用した保育職員にとっては栄養等の専門的なチェックが難しい状況でもあることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、日常的に特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制があり、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所が、年2回栄養報告を提出させ、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)

厚生労働省が特例として認める外部搬入先についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届出が行われており、提案した民間事業者についても「きめ細かな対応や援助が可能な施設」に十分に該当すると考える。

○多くの家庭的保育者が自宅で開業している現状において、ちょうど散歩で家を空ける時間に、家族以外の調理員を一人家に残して昼食の準備をしなければならない点、家庭的保育事業実施場所での調理設備で、認可保育園と同等の衛生管理や栄養管理を行うとすると、家庭的保育者の負担が著しく増大する点などから、自園調理を全ての家庭的保育者が行えるわけではない。

そこで、連携施設からの搬入について考えると、特に多数の家庭的保育者がいる自治体においては、提供する対象児童が少人数(3名から5名)かつ多数か所(最大55か所)であるため、調理や運搬のコストが大きく、連携施設側の職員の体制作りが困難であり、かつ各家庭的保育者と連携施設の設定も困難な調整が伴う。このような現状において連携施設を設定することは、最大限の努力をしてもなお、きめ細やかな配慮をどこまで確保できるか疑問である。

安全性の確保・配慮とのことであるが、調理済み食品の搬送のノウハウのない連携施設と地域型保育事業者が、食事の搬入を行うことを考えると、最大限の努力をしてもなお、安全性の確保ができるかは疑問である。この点において、一定の基準を満たした、実績のある専門の民間事業者と契約を締結したうえでの食事搬入を選択肢に入れることは、栄養面や衛生面から、主旨に反しないと考える。

搬入施設について緩和が認められないのであれば、具体的な支障事例に挙げた人材の確保に、必要かつ十分な経費を公定価格に盛り込むことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

○本市における事例として、とある民間給食施設はH12から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内14幼稚園等に年間約19万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。

○本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。

○食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わるということができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。

○このため、どういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえ、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できる制度の構築を希望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。

○ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。

○連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

○食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所等での食事提供においては

- ・一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたり、障害のある子どもにはのみこみやすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う

- ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気やわかったり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整えることが必要である。

○このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものでも鑑みて、職員が子どもに直接的に関わることができ、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して公定価格を設定している。外部搬入については、

- ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、
- ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。

○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、

- ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること

・調理員の確保に向けた調整が必要であること
・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること
・アレルギー児対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること

等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(5)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)